

社会福祉法人京悠会

一般事業主 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年4月1日～ 2029年3月31日での5年間

2. 内容

目標1：2029年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2024年 4月～ 所定外労働の現状を把握
- 2025年 4月～ 法人内会議での検討開始
- 2026年 4月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び全体会議などによる職員への周知

目標2：2029年3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上とする。

<対策>

- 2024年 4月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 2025年 4月～ 実績を基に法人内会議での検討開始
- 2026年 4月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 2027年 4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始